

有価証券届出書の訂正届出書

森トラスト総合リート投資法人

(13153)

有価証券届出書の訂正届出書

関東財務局長 殿

平成 16 年 1 月 22 日提出

| | |
|----------|--|
| 発行者名 | 森トラスト総合リート投資法人 |
| 代表者の役職氏名 | 執行役員 村田 正樹 |
| 本店の所在の場所 | 東京都港区虎ノ門一丁目 25 番 5 号 森トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 事務連絡者氏名 | 取締役 企画総務部長 田中 肇 |
| 連絡場所 | 東京都港区虎ノ門一丁目 25 番 5 号 |
| 電話番号 | 03(5511)2461 |

届出の対象とした売出し

| | |
|---------------------|--|
| 売出内国投資証券にかかる投資法人の名称 | 森トラスト総合リート投資法人 |
| 売出内国投資証券の形態及び金額 | 形態：投資証券 (引受人の買取引受けによる売出し) 73,910,508,000 円 (オーバーアロットメントによる売出し) 2,285,892,000 円 |

(注) 売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在における見込額です。但し、今回の売出しの方法は、引受人が売出価額にて買取引受けを行い、当該売出価額と異なる売出価格で売出しを行うため、売出しにおける売出価格の総額は上記の金額と異なります。

有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項はありません。

(本書面の枚数 表紙共 3 枚)

I. 有価証券届出書の訂正理由

平成 16 年 1 月 7 日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、売出価格の仮条件を平成 16 年 1 月 22 日に決定いたしましたので、これに関する事項を訂正するとともに、記載内容の一部についても訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたします。

II. 訂正事項

| | 頁 |
|--------------------------------|---|
| 第一部 証券情報 | 1 |
| 第 1 内国投資証券（投資法人債券を除きます。） | 1 |
| 1. 売出内国投資証券（引受人の買取引受けによる売出し） | 1 |
| (4) 売出価額の総額 | 1 |
| (5) 売出価格 | 1 |
| (14) その他 | 1 |
| 2. 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し） | 2 |
| (4) 売出価額の総額 | 2 |

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除きます。）

1. 売出内国投資証券（引受人の買取引受けによる売出し）

(4) 売出価額の総額

< 訂正前 >

79,307,200,000 円

(注) 売出価額の総額は、本売出しにかかる本投資法人提出の有価証券届出書の提出日（以下「本書の日付」といいます。）現在における見込額です。

< 訂正後 >

73,910,508,000 円

(注) 売出価額の総額は、本売出しにかかる本投資法人提出の平成 16 年 1 月 7 日（以下「本書の日付」といいます。）付有価証券届出書にかかる訂正届出書（以下「本訂正届出書」）の提出日現在における見込額です。

(5) 売出価格

< 訂正前 >

（前略）

(注2) 売出価格の決定に当たり、平成 16 年 1 月 22 日（木）に仮条件を提示する予定です。提示される仮条件は、本投資法人の保有する資産の内容、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額と評価し得る範囲内で決定する予定です。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(注2) 仮条件は、680,000 円以上 730,000 円以下の価格とします。仮条件の決定に当たっては、本投資法人の保有する資産の内容、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額と評価し得る範囲内で決定いたしました。

（後略）

(14) その他

a. 引受け等の概要

< 訂正前 >

(注1) 引受投資口数、引受けの条件及び引受契約の内容、その他本売出しに必要な条件については、売出価格決定日までに決定する予定です。

(注2) 引受人は、引受人以外の証券会社に引受投資口の販売を委託することがあります。

< 訂正後 >

(注1) 引受投資口数、引受けの条件及び引受契約の内容、その他本売出しに必要な条件については、売出価格決定日までに決定する予定です。

(注2) 引受人は、引受人以外の証券会社に引受投資口の販売を委託することがあります。

(注3) 売出価額が、売出人による本投資証券の 1 口当たり出資額（500,000 円）を上回る場合、売出人は、本投資証券にかかる本売出しに際して、当該差額分の売却益を得ることになります。

2. 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(4) 売出価額の総額

< 訂正前 >

2,452,800,000 円

(注) 売出価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

< 訂正後 >

2,285,892,000 円

(注) 売出価額の総額は、本訂正届出書の提出日現在における見込額です。